

平成27年度 決算報告

平成27年度の一般会計・特別会計・企業会計の決算が、第3回市議会定例会で認定されましたのでお知らせします。平成27年度は、翌年度へ持ち越す財源を差し引いた結果、6億7,918万3,576円の黒字決算とすることができました。

◆ 一般会計 ◆

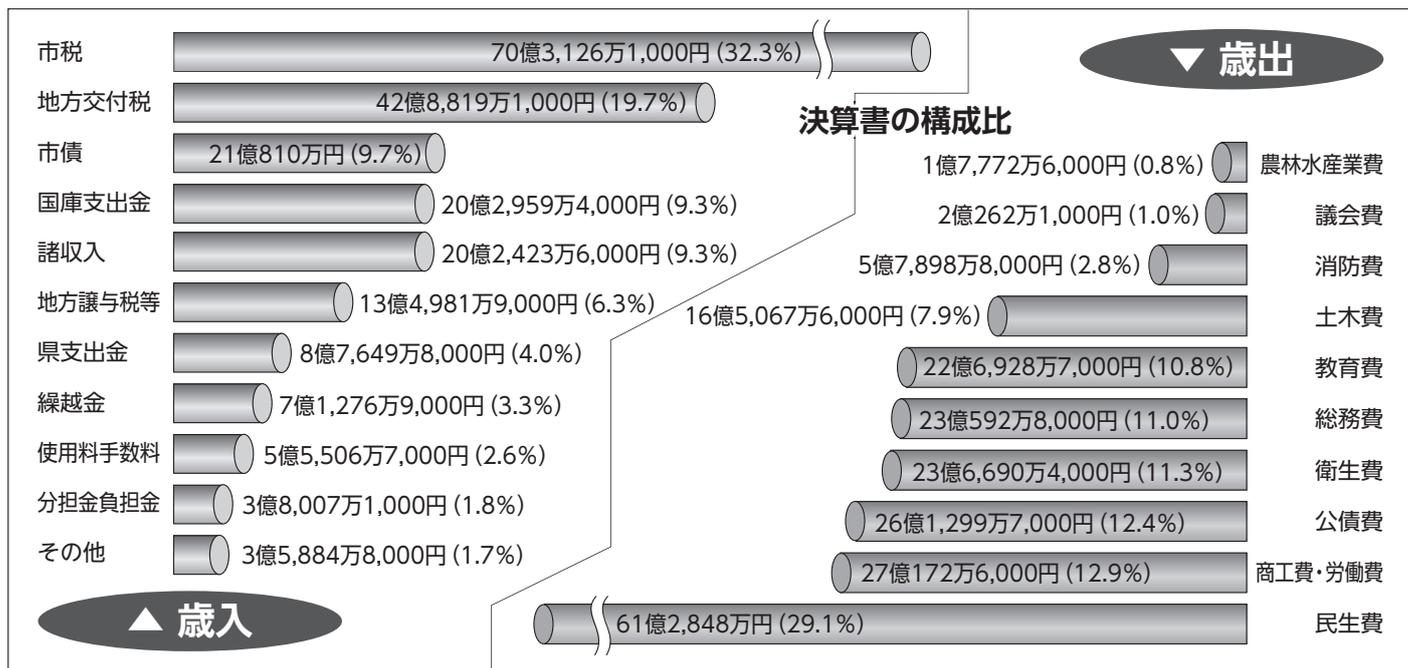
歳入決算額 21,714,454,057円

歳出決算額 20,995,333,481円

実質収支額 679,183,576円

- 一般会計歳入の内訳
市へ入ったお金の合計は、217億1,445万4,057円
前年度比 -17億6,320万5,897円(7.5%減)
- 一般会計歳出の内訳
市が使ったお金の合計は、209億9,533万3,481円
前年度比 -17億6,955万7,876円(7.8%減)

前年度に比べ歳入、歳出ともに減額となりましたが、歳入の確保と経費の節減に努めた結果、前年度と同程度の黒字決算とすることができました。



◎特別会計等

会計名	歳入	歳出
国民健康保険事業	57億8,387万4,061円	57億1,423万7,567円
地域開発事業	148万8,530円	3億8,781万9,206円
分収造林事業	2,199万8,563円	2,089万8,038円
霊園事業	4,378万8,025円	1,167万5,918円
温泉事業	2,931万3,001円	1,726万577円
訪問看護事業	7,263万819円	4,068万5,833円
後期高齢者医療事業	6億9,937万3,860円	6億8,206万4,660円
湊財産区一般会計	1,297万6,806円	492万7,861円

◎企業会計 (収益的収支 消費税込み)

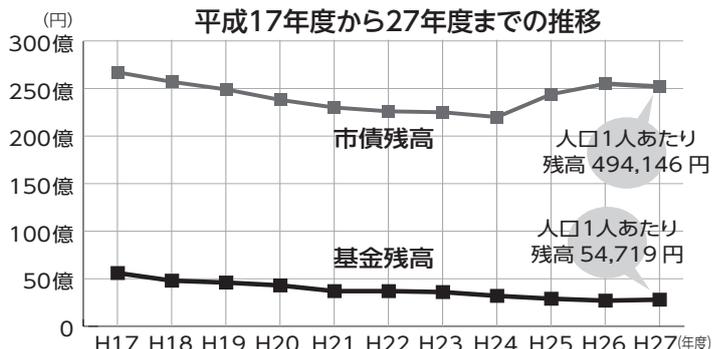
会計名	歳入	歳出
水道事業	9億913万6,002円	7億1,585万5,333円
下水道事業	18億2,808万5,064円	15億8,126万3,600円
病院事業	71億2,154万2,333円	87億8,109万1,166円

企業会計とは…原則市税を収入財源とせず、独立採算制を追求する極めて企業の色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定を受けて設置する会計です。一般会計やそのほかの特別会計とは異なり、民間企業と同様の経理を行うものです。

特別会計とは…特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置しているものです。

◆基金と市債の推移

市の貯金である「基金残高」は近年減少を続けてきましたが、行財政改革への継続的な取組や効率的な予算執行に努め、基金からの繰入金の減額を図ったほか、財政調整基金への積立を実施したことなどにより、平成12年度以来15年ぶりに増加となりました。今後も税制改正などの影響により市税収入の大幅な増額は期待できない厳しい状況が続くことが想定されますが、職員一丸となって行財政改革への取り組みをより一層進め、将来にわたり安定した行財政運営の推進に努めていきます。



◆岡谷市の財政状況は？（財務指標） ※いずれも平成27年度暫定値

経常収支比率	財政の弾力性を示す指標として用いられ、数値が高いほど硬化化しているとされます。	89.2%	県下19市中15位
財政力指数	財政力の強弱を示すもので、数値が小さいほど税収入の能力が低く、交付税への依存度が高いとされます。	0.64	県下19市中5位
★実質公債費比率	公債費の占める割合を示すもので、 25%を超えると黄色信号 となります。	12.0%	県下19市中18位
★将来負担比率	将来負担すべき負債額の割合を示すもので、 350%を超えると黄色信号 となります。	142.8%	県下19市中18位
★実質赤字比率	一般会計や特別会計、下水道などの企業会計の赤字額の割合を示すもので、 一定の数値になると黄色信号 となります。	実質赤字、連結実質赤字、資金不足ともに発生していないため、数値はありません。	
★連結実質赤字比率			
★資金不足比率			

★印のついた5指標は、一般会計等の普通会計だけでなく、企業会計や一部事務組合なども含めた市全体の財政状況を捉える判断指標です。

問合せ●財政課(内線1531)

滞納者への徴収を強化します

問合せ●税務課(内線1138)

市税は、岡谷市の歳入の約32%（平成28年度予算）を占める主要な財源です。滞納者は、全体のうちほんのわずかですが、毎年積み重なると膨大な額となり、国民健康保険税を合わせた滞納累計額は、3.6億円超に達しています。市では税の公平性を確保するため、税の徴収強化を図り、滞納処分に力を入れます。

滞納処分の種類と内容

税金を滞納したままにしておくと、本来納める税額以外に督促手数料、延滞金を納めることになるほか、次のような滞納処分を受け、強制的に税金の徴収を受けることになります。また、滞納処分は法律で定められており、本人の意思にかかわらず執行します。

【滞納処分は次の流れに沿って進められます】

- ①督促…納期限までに完納できない人に督促状を送付し納税を促します。
- ②催告…督促状送付後、一定期間内に納税されない場合、再度文書で催告を行います。
- ③財産調査…官公署、金融機関、勤務先、取引先などに対して財産調査を行います。
- ④差押…調査で把握した滞納者の財産（動産、不動産、給料）を差押えます。
- ⑤換価…差押え後も完納とならない場合、差押えた滞納者の財産を公売、取立により換価（換金）し、滞納している税金に充当します。

「差押」とは

地方税法では、滞納となっている税金は財産を差押えて処分することにより、徴収しなければならないと定められています。「差押」とは、所有者から財産を処分する権利を奪うことを言います。差押を受けると、自らが所有する財産でありながら処分などの自由がなくなります。逆に、差押を執行した機関は、財産を処分する権利を取得することになります。所有者に代わり財産の売却や権利の行使また契約を解約することにより、支払われた金銭を税金に充当できるようになります。

【市がおもに実施する差押】

- 給与・賞与・年金等差押
国税徴収法および各社会保険制度の規定に基づき、差押禁止額を除いたすべての支給額が差押の対象です。
- 生命保険差押
生命保険契約に基づく、保険金支払請求権や解約返戻金支払請求権などが、差押の対象です。
- 敷金・入居保証金の差押
アパートや賃貸マンション、事務所など賃貸契約をする時に所有者に預ける敷金や入居保証金は全額差押の対象です。ただし、未払いの家賃などは、明け渡しの時に相殺されます。
- 不動産差押
土地・家屋などの不動産は、抵当権設定の有無にかかわらず差押の対象です。
- 搜索・動産差押
滞納者の自宅や事務所などを搜索し、発見された金銭や有価証券、装飾品、自動車、オートバイなどは動産として差押の対象となります。
差押財産は、公売などにより換価して税に充てます。具体的には、全国から参加できるインターネット公売などです。

納税が困難な時はこちらご相談ください

次のような事情で、市税等を納期限までに納めることができない場合、事情により分割での納付や、納税を猶予することができますので、お早めにご相談ください。

- 病気やケガで働けなくなった
- 失業や事業不振などで生計が維持できなくなった
- 災害や盗難で損害を受けた

滞納を減らすために…

市では市税、国民健康保険税の滞納を減らすために「タイヤロック」を実施します。

自動車を使用できなくすることで、滞納者に自主的な納税をしてもらうことを目的としています。自動車などの差押（タイヤロック）をしても納付されない場合は、その動産を引き揚げて公売します。タイヤロックを毀損・破損した場合、地方税法第168条（滞納処分に関する罪）、刑法第96条（封印等破棄）、刑法第252条（横領）により、法律に基づき処罰されます。



行政のページ

納めた「国民年金保険料」は、年末調整や確定申告の際に全額、社会保険料控除の対象になります！



「国民年金保険料」は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、「社会保険料控除」として、その年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

本年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付した人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書、または領収書を添付してください。

税法上とても有利な「国民年金」は、老後はもちろん、不慮の事故など万一のときにも、心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないよう納期までに納めましょう。

11月は「ねんきん月間」、
11月30日(いいみらい)は「年金の日」です
“国民一人ひとりが「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日”として制定されています。

詳しくはお問い合わせください。

問合せ●岡谷年金事務所 ☎23-3661

『平成28年度臨時福祉給付金』 『障害・遺族基礎年金受給者向け給付金』 は期限内に申請を！

申請期限…12月14日(水)

※支給対象者や申請方法などの詳細は、広報おかや9月号に掲載しています。ご覧ください。

※記入方法や申請方法などがわからない場合はご連絡ください。

※身分証明書など添付書類に不備があると、支給が遅れる場合がありますので、申請前には必要書類の確認をお願いします。

問合せ●社会福祉課(内線1299)

11月は 「子ども・若者育成支援強調月間」です

メディアにおける有害情報の氾濫^{はんらん}、青少年に関わる犯罪の多発、いじめ、虐待、ひきこもりなど、今日の青少年は多くの問題に直面しています。

広く一人ひとりが、青少年をめぐる問題に関心を寄せ、「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、家庭・学校・職場・地域など一体となって、子どもや若者にとってよりよい社会環境づくりに努めましょう。



問合せ●イルプラザ・カルチャーセンター ☎24-8404

11月12日(土)～25日(金)は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」 主唱：内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁

女性に対する暴力には、配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引など、さまざまな形態があります。配偶者や恋人など、身近な人から暴力を受ける行為は「ドメスティック・バイオレンス(DV)」と呼ばれ、犯罪行為を含む重大な人権侵害です。暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許される行為ではありません。一人で悩まず、勇気を出してまず相談を。解決への一歩を踏み出すのはあなた自身です。秘密は守られます。



内閣府の定めた「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」

【困ったときの相談窓口】

♥県男女共同参画センター“あいとぴあ” ☎22-8822

- 一般相談(電話)：火～土 午前8時30分～午後5時
- 一般相談(面接)：火～土 午前8時30分～午後5時(要予約)
- 「女性のためのカウンセリング」：第2木曜日・第4土曜日
午前10時～午後3時50分(要予約)
- 「女性のための法律相談」：第1・3金曜日(要予約)

♥県女性相談センター ☎026-235-5710

月～金 午前8時30分～午後5時15分

♥県児童虐待・DV24時間ホットライン ☎026-219-2413

♥県性暴力被害者支援センター “りんどうハートながの”
☎026-235-7123 毎日24時間

♥諏訪保健福祉事務所福祉課 ☎57-2911
月～金 午前8時30分～午後5時15分

♥市女性のための相談：企画課 ☎23-4811(内線1528)
毎月第3火曜日 午前10時～午後4時(要予約)

問合せ●企画課(内線1528)

平成29年 岡谷市成人式のおしらせ



開催日：平成29年1月8日(日)

※1月9日(成人の日/月曜日)ではありませんのでご注意ください。

時間：午後1時から受付

会場：カノラホール 大ホール

対象者：平成8年4月2日から平成9年4月1日までの出生者で、当市に在住する人および当市に親族が在住する人

募集：新成人該当者で、司会などの手伝いをしてくれるスタッフを募集します。希望者は生涯学習課にお問い合わせください。

※当日、家族の入場は2階席のみとなります。

●平成29年岡谷市成人式の対象となる人、およびそのご家族へ

式典への参加ご案内のハガキを、10月下旬からお送りする予定です。12月に入ってもハガキが届かない場合は、生涯学習課までご連絡ください。

なお、ハガキは左記のように送付します。

状況例	案内ハガキの送付先
①成人を迎える本人が岡谷市に在住の場合	市民生活課に登録されている本人の住所
②本人は市外に転出、親などが岡谷市に在住の場合	市民生活課に登録されている親などの住所
③本人もその親なども市外に転出している場合(市外に転出していても、岡谷市式典に参加することはできません)	ハガキをお送りできませんので、送付する住所をご連絡ください

問合せ ● 生涯学習課(内線1231)

長地公民館 生活講座

チョークアートに挑戦してみよう♪ ～ Xmasモチーフを描こう～

15cm×15cmの黒板にチョーク(オイルパステル)を使ってヒラギを描き、クリスマスを素敵な作品で演出してみませんか。みなさんのご参加をお待ちしています。

日時…11月18日(金) 午後7時～9時

定員…8名(先着順)

対象…16歳以上の人

講師…チョークアーティスト 伊東 美和さん

持ち物…エプロン、手ふきタオル、ボロ布

受講料…1,200円(材料費含む)

申込み…11月10日(木) 午前8時30分より受付。受講料を添え、公民館窓口または電話でお申し込みください(初日は電話による申し込みはできません)。



無線LAN設置!

諏訪湖勤労者福祉サービスセンター(愛称:ウェルワーク 諏訪湖)では、市から指定管理を受託している岡谷市勤労青少年ホームと岡谷市勤労会館の利用者の利便性向上を図るため、無線LAN環境の整備を行いました。

「会議でネットを使いたい、ネットを使った講習会を開催したい」など、ネット環境の整備に対する利用者のニーズに応え、10月1日からその運用を開始しました。ご利用ください。詳細は勤労青少年ホームへお問い合わせください。

設置施設…勤労青少年ホーム：講習室および集会室

勤労会館：第1会議室、第2会議室、大会議室

利用方法…両施設の使用申請書(申込書)の提出に合わせ、無線LAN利用申込書を提出してください。

資格…各施設を使用する人で、同センターが無線LANの利用を認めた人。

申込み・問合せ ● 長地公民館 ☎27-8080

問合せ ● 勤労青少年ホーム ☎23-2201



川岸公民館 生活講座 自分だけのXmasケーキを作ろう

今年も開催します! 大好評につき、あっという間に定員に!...お早めにお申し込みください。

ケーキを作って、クリスマスを楽しみましょう♪

日時…12月10日(土) 午後1時30分～4時30分

定員…15名(親子参加の場合でも人数でカウントします)

対象…市内に在住・在勤の人(年齢・性別問わず)

講師…(有)ヌーベル梅林堂 永谷 恒夫さん

参加費…1,000円(受講料200円+材料費800円)

※1つのケーキを複数人(親子、家族など)で作る場合は、人数分の受講料+材料費800円が参加費になります。

※受付時に集金します(お釣りのないようになしてください)。

持ち物…エプロン、三角巾、手ふきタオル、持ち帰り用タッパー、筆記用具

申込み…11月7日(月)～25日(金)の午前9時～午後5時に受付(参加する本人による先着順。代理人不可)。①窓口、②電話の優先順位で受け付け、定員になり次第締め切ります。窓口に並んだ場合でも、定員に達した時点で終了となります。ご了承ください。



申込み・問合せ ● 川岸公民館 ☎23-2200